

愛知・名古屋2026大会ボランティア募集広報業務委託受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

愛知・名古屋2026大会ボランティア募集広報業務委託

(2) 業務内容

愛知・名古屋2026大会ボランティア募集広報業務委託仕様書のとおり

(3) 契約限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から2025年2月7日（金）までとする。

(5) 支払方法

業務完了後、精算払いとする。

2 応募資格

応募の資格者は、次の要件のすべてを満たす法人その他の団体とする。

(1) 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の令和6・7年度入札参加資格者名簿の以下すべてに登載されている者であること。

- ・ 大分類「03:役務の提供等」、中分類「03:映画等製作・広告・催事」のうち小分類「01:映画等製作」、細分類「02:ビデオ」及び「03:テレビ番組」。
- ・ 大分類「03:役務の提供等」、中分類「03:映画等製作・広告・催事」のうち小分類「02:広告」、細分類「01:広告企画・代行」。
- ・ 大分類「03:役割の提供等」、中分類「08:コンピューターサービス」のうち小分類「03:Webページ作成」。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 公告の日から受託候補者の決定までの期間において、組織委員会から、指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 公告の日から受託候補者の決定までの期間において、愛知県又は名古屋市から、「愛知県会計局指名停止取扱要領」、「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」及び「名古屋市指名停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、始期が2024年5月19日以前のものに限る。

- (7) 「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)」に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去5年以内(2019年4月1日以降)にイベントやボランティア募集広報業務委託の受託実績を有する者であること。

3 企画提案

(1) 提出書類

「愛知・名古屋2026大会ボランティア募集広報業務委託企画提案書作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。

- ・提案応募書(様式1)
- ・業務実施体制(様式2)
- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式3)及び必要な添付書類
- ・業務提案書(様式任意)
- ・支出計画書(経費見積書)(様式任意)
- ・会社の概要が分かる資料(パンフレット等)

(2) 提出期限

2025年9月17日(火)午後3時まで(必着)

(3) 提出先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
人事課ボランティアグループ

(4) 提出方法

上記提出先に持参、郵送(配達証明に限る。)又は宅配便(手渡ししたことが証明されるものに限る。)により提出すること。

※その他の方法(ファクシミリ、電子メール等)による提出は不可

(5) 提出部数

紙媒体7部(正本1部:社名記載、副本6部:社名記載なし)

電子媒体一式(副本と同一データをPDF形式でCD-R等に保存すること)

4 応募に関する問合せ

(1) 提案内容に関わる問合せについて

企画提案の内容に関わる問合せについては、2024年9月3日（火）午後3時までに、「質問書（様式4）」を電子メールで受け付ける。

なお、タイトルは、「愛知・名古屋2026大会ボランティア募集広報業務委託に関する質問」とするとともに、メールを送信した旨を下記（2）へ電話連絡すること。

回答については、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、2024年9月6日（金）までに組織委員会ウェブサイトに掲載する。（ただし、質問の内容が質問者固有の内容である場合は、当該質問者のみにメール回答する。）

（2）問合せ先について

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

人事課ボランティアグループ

電話：052-746-9462（ダイヤルイン）

E-mail：ainagoc-jinji@aichi-nagoya2026.org

5 審査方法等

（1）選定手順

ア 書面審査

応募が6案以上の場合は、提出された企画提案書について、書面審査を行う。

イ プレゼンテーション審査

書面審査により選定された企画提案書（5案以下）について、愛知・名古屋2026大会ボランティア募集広報業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。

プレゼンテーションの日程については、別途連絡する。

（2）審査基準

審査は、別表の審査基準に基づき、提案者の能力及び提案内容の各面から総合的に評価するほか、社会的価値の実現に関する取組状況を評価する。

（3）結果通知

審査結果については、全ての応募者に対し、後日、書面で通知する。

（4）契約

ア 受託候補者と契約に向けた調整や手続等を経た上で、随意契約を行う。

イ 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と交渉する。

なお、受託候補者が契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として組織委員会入札参加資格を有しないことになった者については、この限りでない。

（ア）応募資格を有しないこととなった場合

（イ）指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

(5) その他

選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとする。

また、異議申し立ても一切認めないものとする。

6 注意事項

(1) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションの出席等に必要な経費については、各応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 提案された企画提案書は、返却しない。

(5) 要求した内容以外の書類、函面等については受理しない。

(6) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、組織委員会から指示があった場合を除く。

(7) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（統括責任者、担当者等）の変更は原則認めない。

(8) 企画提案は1事業者あたり1案とする。

(9) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

ア 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等

イ 記入事項を判読できない企画提案書等

ウ 虚偽の事項が記載された企画提案書等

エ 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等

オ 不正な利益を図る目的で選定委員と接触した者が提出した企画提案書等

カ 提出期限までに提出されなかった企画提案書等

キ その他本募集要領等に定める条件に違反した企画提案書等

(10) 指定する契約限度額を超える経費見積の提案があったときは、その者の企画提案は無効とする。

(11) この要領に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は、組織委員会が定める。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------------|---------------|
| ・公募開始（公式ウェブサイト掲載） | 2024年8月27日（火） |
| ・質問期限 | 9月3日（火） |
| ・質問回答予定 | 9月6日（金） |
| ・企画提案提出期限 | 9月17日（火） |
| ・プレゼンテーション審査予定（受託候補者決定） | 10月2日（水） |

- ・ 契約締結
- ・ 契約期間満了

10月上旬
2025年2月7日（金）